

群馬大学大学院社会情報学研究科規程

平成16年4月1日 制定

改正 平成17年4月1日 平成17年10月1日

平成18年4月1日 平成19年4月1日

平成20年4月1日 平成21年4月1日

平成22年4月1日 平成26年4月1日

平成27年4月1日 平成28年4月1日

平成29年4月1日 平成30年4月1日

(趣 旨)

第1条 群馬大学大学院社会情報学研究科（以下「研究科」という。）に関し必要な事項は、群馬大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）及び群馬大学学位規則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(目 的)

第2条 研究科は、人文・社会科学と情報科学に関する学識を兼ね備え、現代社会の多面的な諸問題に対する洞察力をもってその解決に関与できる高度専門職業人及び実践的研究者としての基礎学力の涵養を目指し、社会人再教育と留学生受入れを含めて地域社会や国際社会に貢献することを目的とする。

(授業科目及び履修方法等)

第3条 研究科における専攻、授業科目、単位及び履修方法は、別表のとおりとする。

(指導教員)

第4条 研究科長は、学生の研究指導を行うため、学生ごとに指導教員を定める。

(履修科目の届出)

第5条 学生は、あらかじめ履修しようとする授業科目を、指導教員の承認を得て所定の期日までに研究科長に届け出なければならない。

(教育方法の特例)

第6条 研究科における授業及び研究指導は、研究科長が教育上特別の必要があると認める場合に限り、夜間その他特定の時間又は時期において行うことができる。

2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

(修了要件)

第7条 研究科の修了要件は、研究科に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間については、優れた研究業績を上げた者と研究科長が認めたときは、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、専攻の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって、修士論文の審査に代えることができる。

(修士論文の提出等)

第8条 研究科の第2学年に在学し、所定の単位を修得した者又は当該年次の学年末までにこれを修得見込みの者は、第2学年の所定の期日までに、修士論文を研究科長に提出するものとする。

2 前条第1項ただし書の規定により在学期間の短縮を認められた者にあつては、前項の規定にかかわらず、第1学年の所定の期日までに、修士論文を研究科長に提出することができる。

3 前条第2項の規定により審査を受けようとする場合は、所定の期日までに研究の成果を発表するものとする。

(学位の授与)

第9条 研究科を修了した者には、群馬大学学位規則の定めるところにより、修士(社会情報学)の学位を授与する。

(特別研究学生)

第10条 大学院学則第49条に定める特別研究学生に関しては、別に定める。

(特別聴講学生)

第11条 大学院学則第50条に定める特別聴講学生に関しては、別に定める。

(科目等履修生、研究生、聴講生及び外国人留学生)

第12条 大学院学則第51条に定める科目等履修生、研究生、聴講生及び外国人留学生に関しては、別に定める。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、研究科に関して必要な事項は、研究科長が別に定める。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、研究科長が行う。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 改正後の規程は、平成17年度入学者から適用し、平成16年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成17年10月1日から施行する。

2 改正後の規程は、平成17年度入学者から適用し、平成16年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 改正後の規程は、平成17年度入学者から適用し、平成16年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 改正後の規程は、平成18年度入学者から適用し、平成17年度以前の入学者については、

なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規程は、平成20年度入学者から適用し、平成19年度入学者については、なお従前の例による。ただし、改正後の規程の別表中、「行政法特論」及び「政治理論特論」については、平成19年度入学者にも適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規程は、平成21年度入学者から適用し、平成19年度入学者については、なお従前の例による。ただし、改正後の規程の別表中、「地域経済政策」及び「情報経済分析」については、平成19年度入学者にも適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規程は、平成22年度入学者から適用し、平成21年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規程は、平成26年度入学者から適用し、平成25年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規程は、平成27年度入学者から適用し、平成26年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規程は、平成28年度入学者から適用し、平成27年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規程は、平成29年度入学者から適用し、平成28年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は，平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規程は，平成29年度入学者から適用し，平成28年度以前の入学者については，なお従前の例による。

別表 (第3条関係)

専攻	区分	授 業 科 目 名	単 位		履 修 方 法	
			講義	演習		
社 会 情 報 学 専 攻	共通 基 盤 科 目	コア 理 論 系	◎ 社会情報学特論	2	1. 共通基盤科目から8単位以上 (ただし, 社会情報学特論2単位, 課題解決プロジェクトあるいは論文作成セミナー2単位, 応用情報学系科目2単位を含む)。 2. 社会情報システムデザインコース科目, メディア社会構想コース科目のいずれかの領域から6単位以上。 3. 特別研究 8単位 4. 他研究科等開講の群馬大学大学院共通科目については, 4単位まで修了要件の単位として認める。 合計 30単位以上修得	
			コミュニケーション特論 ※	2		
			理論社会学特論	2		
		スキ ル 系	情報処理特論 ※	2		
			情報ネットワーク特論 ※	2		
			情報セキュリティ特論 ※	2		
			調査技法特論 I	1		
			調査技法特論 II	1		
			課題解決プロジェクト	2		
			論文作成セミナー	2		
			応用 情 報 学 系	地域情報特論 ※		2
				環境科学特論		2
	地域自然環境特論	2				
	企業・産業分析スキル特論	2				
	グローバル地域創生特論	2				
	先端応用情報学特講A	1				
	先端応用情報学特講B	1				
	先端応用情報学特講C	1				
	先端応用情報学特講D	1				
	先端応用情報学特講E	1				
	先端応用情報学特講F	1				
	先端応用情報学特講G	1				
	先端応用情報学特講H	1				
	社会 シ ス テ ム デ ザ イ ン コ ー ス	社会 モ デ リ ン グ 系	数理モデリング特論 ※	2		
社会シミュレーション特論 ※			2			
意思決定科学特論 ※			2			
オペレーションズ・リサーチ特論			2			
メカニズム・デザイン特論			2			
社会 実 証 系		社会統計学特論	2			
		社会実証特論 I	2			
		社会実証特論 II ※	2			
		公共システム特論	2			
		経済情報特論	2			
メ デ ィ ア 社 会 構 想 コ ー ス	メ デ ィ ア 系	現代メディア特論	2			
		身体メディア特論	2			
		言語メディア特論	2			
		社会倫理特論	2			
		言語コミュニケーション特論	2			
	社会 ・ 組 織 系	公法特論	2			
		私法特論	2			
		行政法特論	2			
		行政学特論	2			
		経営管理特論	2			
特 別 研 究	◎ 特別研究 I ◎ 特別研究 II	特別研究 I (情報) ※	4			
		特別研究 II (情報) ※	4			

◎印は必修科目、無印は自由選択科目を示す。

※印は高等学校教諭専修免許状(情報)を取得するために必要な科目を示し、同免許状を取得しようとする者は、特別研究 I (情報) 及び特別研究 II (情報) の 8 単位を含む合計 24 単位以上を修得すること。